

# 建設水道常任委員会

平成22年2月15日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

|        |       |       |
|--------|-------|-------|
| ◎浦野 圭司 | ○紀 良治 | 宮崎 和彦 |
| 中川 靖広  | 里川宜志子 | 木田 守彦 |
| 中西 議長  |       |       |

## 2. 理事者出席者

|             |       |           |       |
|-------------|-------|-----------|-------|
| 町 長         | 小城 利重 | 副 町 長     | 芳村 是  |
| 総 務 部 長     | 池田 善紀 | 都市建設部長    | 清水 建也 |
| 建 設 課 長     | 加藤 保幸 | 同 課 長 補 佐 | 角井 敏文 |
| 観 光 産 業 課 長 | 川端 伸和 | 同 課 長 補 佐 | 井上 究  |
| 都 市 整 備 課 長 | 藤川 岳志 | 都市整備課参事   | 今西 弘至 |
| 同 課 長 補 佐   | 井上 貴至 | 上下水道部長    | 谷口 裕司 |
| 上 水 道 課 長   | 清水 孝悦 | 下 水 道 課 長 | 上田 俊雄 |

## 3. 会議の書記

|        |       |       |       |
|--------|-------|-------|-------|
| 議会事務局長 | 藤原 伸宏 | 同 係 長 | 安藤 容子 |
|--------|-------|-------|-------|

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 中川委員、里川委員

委員長

おはようございます。建設水道常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

町長の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、中川委員、里川委員のお二人を指名いたします。お二人には、よろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりであります。

初めに、1. 継続審査、（1）都市基盤整備事業に関することについて、①公共下水道事業に関することについてを議題といたします。理事者の報告を求めます。 上田下水道課長。

下水道課長

それでは、公共下水道事業に関することについてご報告させていただきます。資料1-1をご覧くださいませでしょうか。平成21年度の公共下水道工事箇所図でございます。

まず、今年度の施工路線12路線のうち神南3丁目地内 2工区-5工事 図中青色路線、及び龍田2丁目地内 4工区-4工事 図中オレンジ色路線、龍田西6丁目地内の1工区-11工事 図中紫色路線、龍田北2丁目地内の2工区-5工事 図中黄緑色路線。

また、平成19年度からの継続事業として取り組んでおりました神南3丁目から神南5丁目地内までの2工区-1工事、図中黄色路線の工事につきまして全て完了いたしているところでございます。

次に、現在施工中の路線につきましては、資料図中のとおり7路線を

それぞれ管渠の埋設工事を進めております。60%から80%の進捗状況で、3月中旬の竣工を目指し工事を進めているところでございます。

続きまして、公共下水道接続申請状況でございます。資料1-2をご覧ください。平成22年1月末現在の状況でございます。

申請受付件数が、1,971件、利用世帯数は、2,214世帯となり、平成21年度に入り270件の申請をいただき接続率は、4%増え、58.4%でございます。また、融資あっせん利用総数は31件、浄化槽雨水貯留施設転用申請総数は23件でございます。

また、接続に関する啓発活動といたしまして供用開始後2年を経過する家屋に対しまして「公共下水道接続のお願い」のチラシを作成し各戸配布いたしているところでございます。チラシには、一般家庭での浄化槽と公共下水道の費用、環境への影響等の比較と斑鳩町排水設備指定工事店一覧表を掲載し、公共下水道への接続をお願いする内容となっております。今後も、啓発活動に努め、接続促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、資料1-3をご覧くださいませでしょうか。平成22年度に整備を計画いたしております路線でございます。

平成22年度では、本年度に引き続き神南3丁目地内、龍田2丁目地内、龍田南2丁目地内の面整備工事を進めるとともに、新たに興留4丁目地内の面整備と稲葉汚水幹線に着手してまいりたいと計画いたしております。平成22年度では、整備延長3.7km、整備面積は約8ヘクタールの予定でございます。

来年度より下水道事業の国庫補助金につきましては、社会資本整備総合交付金、仮称でございますが、に統合されることが予定されておりますが、詳細につきましてはまだ公表されておられません。国の補助金制度は変わりますが、今まで以上に国及び県へ下水道事業への予算確保を訴え、整備区域の拡大に努めてまいりたいと考えております。

以上で、公共下水道事業に関することについてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。  
里川委員。

里川委員 いま接続率とか、いろいろ聞かせていただきまして、供用開始から2年以上経過したところについて、特段に推進する手立てもとっているということなんですけれども。まあ公共下水に関しては、いろいろと住民運動もあったことから、私も実は、早くに供用開始をしているのになかなか接続してもらえていない状況というのをちょっと心配していたところがあるんですけれどもね。接続率が今伸びているという報告はいただいたんですけれどもね、供用開始以後2年以上経っている、すでに2年以上前に供用しているのに接続ができていないという状況というのは、どの程度今見られるのかなあと。逆にね。それについて頑張ってくださいというのわかるんですけれども、どの程度あるのかということも知っておきたいなと思うんです。

下水道課長 2年以上の、今現在、啓発活動を行います、チラシを配布するご家庭といたしましては、約900軒を予定いたしております。状況でございますが、やはり接続状況につきましては、各年度、ピークによって差が生じてまいります。例えば、当初供用開始をいたしました戸数で言いましたら2000軒余りの戸数につきましては、接続率を説明いたしますと、平成17年度に32%、18年度に47%、19年度に53%、20年度に56%、本年度58%ということになりまして、17年、18年では32%プラス15%ぐらいの伸び率を示しておりましたが、3年以降6%、そして3%、現在2%といった形で、伸びがないといったことも踏まえまして今後の啓発活動をすすめてまいりたいと考えております。

里川委員 今、説明を聞いてよくわかりました。供用開始スタートした時点では、なかなか接続が低い。住民さんのほうも年々ちょっとずつ増えていって、結局、平成17年供用開始したところで、今、1月31日現在の接続率

もやっと追いついてきているような状況と、それは地域によって、だから、そうあるから早く接続してもらっている地域もあるんやろうけれども。こうやって結構時間かかっているということもあって、効率的にこの公共下水を運営していこうと思ったら、できるだけ供用開始になったら早期の接続をしてもらうことが望ましいのかなということも思いますし、でも、こんなに時間もかかるんだなということもありますけれども。地域性などもあるのかなとは思いますが、さらに、いろいろな住民運動もありましたけれども、みなさんに理解していただいて、接続をよりしていただけるよう、努力をしていっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

委員長 他にございますか。

( な し )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

本件につきましては、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。 藤川都市整備課長。

都市整備課長 それでは、②都市計画道路の整備促進に関することについて説明をさせていただきます。まず、いかるがパークウェイでございます。

稲葉車瀬区間で現在進められております道路改良工事でございますけれども、年度末までの竣工を目標に現在順調に進捗をされている状況でございます。現在、奈良国道事務所では当該区間の残りの区間につきましても、工事発注に向けてまして手続きが進められていると聞いております。

次に岩瀬橋から三室交差点までの間では、三室交差点計画及び道路構造につきまして、去る1月28日に紅葉ヶ丘自治会の対応窓口でありま

す斑鳩バイパス問題検討委員会におきまして、これまで当委員会からいただいておりますご意見、ご要望等を踏まえた再検討をされました計画案につきまして、奈良国道事務所から説明されました。委員の皆様との意見の交換もされております。地元としても地域の利便性にも配慮されたものとしてご理解をいただいているところでございます。今後も他の沿道自治会との協議を進める予定をいたしておきまして、またこの計画につきまして警察等関係機関とも協議を進めながら、できるだけ早く当該区間の道路構造や三室交差点の計画の取りまとめができるよう、調整を進めてまいりたいと考えております。

次に、五百井・興留区間でございます。昨年12月から地区ごとに道路構造及び用排水計画にかかります地元関係者の方々との協議が行われているところでございます。昨日、14日でございますけれども、五百井地区におきまして自治会役員さん、水利組合、農家組合の役員さん、それと地権者の皆様方の出席をいただきまして説明会が実施をされたところでございます。この説明会でいろいろのご意見を賜ったところでございますけれども、出席の皆様方から一刻も早いかるがパークウェイの完成を望む声が大されておきまして、今後の着実に事業を進めてまいりたいと、皆様方のご協力をお願いをしてまいったところでございます。今後、地権者の方々を対象にいたしました説明会につきましても、他地域につきましても、順次進めてまいりたいということで考えているところであります。これがかるがパークウェイに関するところでございます。

続きまして、法隆寺線整備事業でございます。残っております事業用地1件でございますけれども、引き続き地権者との用地交渉を進めておりますけれども、現在特に報告させていただくような進展が見られていないところでございます。今後とも具体的な交渉に応じていただけるよう粘り強く対応してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。以上が都市計画道路の整備に関することについての報告でございます。よろしくお願いたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。

木田委員。

木田委員 委員のみなさんも心配しておられたと思いますねんですけども、新年度予算ですわね、平成22年度ですか。そのなかですわね、そういう計画的にはずっとそうして進行するように聞かしてもらっているけれども、実際に予算の面についてですわね、ちゃんとつくのかどうか。それは確認してやっておられるのかどうか、それについてお聞かせいただきたいと思います。

都市整備課長 ただ今委員からご質問いただきました来年度予算のことですわね、昨日も同様のご心配の声を地権者の方々からもお聞かせ願ったところなんですけれども。出席しておりました奈良国道からはですわね、平成22年度の概算要求については、当然、いかるがパークウェイを進めていくということでの予算要求をしていると、いうところは聞かせていただいております。最終的に、今、22年度予算につきましては、国会で議決された段階でやっと思決まりますものですから、そのへんについてははっきりしたことは申し述べられないというところではございますけれども、奈良国道事務所としては、当然進めていくということで今現在も考えているということをお聞かせいただいております。

委員長 他にございますか。

( な し )

委員長 本件については、一定の審査を行ったということで終わっておきます。次に、③JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 今西都市整備課参事。

都市整備課参事 それでは、JR法隆寺駅周辺整備事業に関することの進捗状況について、報告させていただきます。

まず、2号線の関係でございますが、これまで個別対応の中で計画資料を作成するための測量あるいは調査等の実施につきましても、ご理解をいただきながら協力をお願いをしてきたところでございます。

このことにつきまして、測量・調査業務といたしましては平成22年1月15日に入札を行っておりますので、まずその結果について報告をさせていただきます。

業務名でございますが、第501号 法隆寺駅南口周辺測量設計調査業務、契約の相手方でございますが、共同技術コンサルタント(株)。契約額でございます。1,417,500円、作業期間は1月18日から3月26日の期間で進めておるところでございます。主な業務内容といたしましては、現況測量を行い平面図の作成、またアクセス道路と広場の取り合いにつきまして調査していく、またあるいは排水経路の調査業務等といたしております。

今後これら資料に基づきまして、関係機関等との事前協議を始めといたしまして、市街地部分の整備につきましても整備手法等を含めて、地元関係者の皆様方と調整を図って参りたいと考えておるところでございます。

次に新家地区の土地区画整理事業についてありますが、地元として組合設立に向けての準備委員会の結成に当たりまして、新たに委員も選定されたところでございます。

また、町の方からも計画概要等について、資料の提供をさせていただいております、現在地元関係者によります土地利用計画、また減歩率等についても協議を進められているところでございます。

平成23年3月末の線引き告示を目途とされ、具体的な事業計画の案を検討いただけるよう、町といたしましても支援して参りたいと考えております。

続きまして、駅北口の5号線の関係でございますが、11月の当委員会で報告させていただいております、路線東側2物件の建物移転についてでございますが、昨年12月末において全て完了していただいている状況となっております。



また、無電柱化整備計画についてでございますが、関西電力を始めとする関係電気事業者に向けて、事業参画の確認を行って参りました結果、関西電力（株）奈良支店、N T Tインフラネット（株）、（株）ケイ・オプティコム の 3 社から参画の確認を得たところでございます。

今後、道路整備計画図に基づきまして、各事業者が作成されます地域配線計画図によりまして、今後協議を進め全体事業計画の取りまとめを行って参りたいと思っております。

以上簡単ではございますが、J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することの報告とさせていただきます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑があればお受けいたします。

（ な し ）

委員長 ないようですので、本件についても、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、3月定例議会に提出が予定されている議案について、あらかじめ説明を受けることにいたします。まずはじめに（1）斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指定についてと、（2）斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定について、これは関連する議案でございますので、一括して、理事者の説明を求めます。 川端観光産業課長。

観光産業課長 それでは3月議会に提案予定いたしております、斑鳩の里観光案内所及び斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定について、一括にてご説明申し上げます。

お手元の資料2・3をご覧くださいと思います。斑鳩の里観光案内所及び斑鳩町観光自動車駐車場につきましては、平成18年度に指定管理者制度を導入することとし、所要の条例改正をさせていただき、平成18年度からは1年間、平成19年度からは3年間の期間で斑鳩町観光協会を指定してきたところでございます。その間、平成21年4月に

は、当協会は法人化され、現在では一般社団法人となっております。

今回提出を予定いたしております本議案は、斑鳩の里観光案内所及び斑鳩町観光自動車駐車場の管理について、地方自治法第244条の2第8項に規定する指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定について地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

指定する団体といたしましては、両施設とも現指定管理者である一般社団法人・斑鳩町観光協会を引き続き指定したいと考えております。

平成18年度から通算4年間という期間において、両施設管理による観光客に対するサービスの提供ということにつきましては、観光ボランティア団体等との連携及び観光振興を図る自主事業と一体的で効果的に、質の高い運営ができているものと考えております。そして、今日まで大きな問題もなく、通常経費の節減を図りながら施設の維持管理が出来ていることから、再度、指定管理者の候補としたものであります。

次に指定期間でございますが、両施設とも前回の指定期間と同じく3年間とし、平成22年4月1日から平成25年3月31日までとさせていただきますと考えております。

なお、一般社団法人斑鳩町観光協会を指定することにつきましては、斑鳩の里観光案内所設置条例及び斑鳩町観光自動車駐車場条例の規定に基づき、関係書類等の提出を受け、2月5日の指定管理者選定等審査委員会で審査を得ているところでございまして、この結果をもちまして3月議会に議案として提出させていただきたいと考えているところでございます。

以上簡単でございますが、斑鳩の里観光案内所及び斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定についてのご説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。

木田委員 今、管理については十分にやっただいているとかいうふうにおっしゃいましたけれどもね。東側の塀のよこの横にある花壇ですか、あこ

にサツキ、今まで植えてあったやつが1本もなしに、草はえてますやろ。そんなんで、景観とか何かやいやい言うてはんにね。それを何か、正面のバス停のそこはきれいにしておられますけれどもね。やっぱりそういうところも何か草をはやさないように、何かするとか。何かなかったら。表から見えておるとこだけをきれいにしておったらええというようなことでは、私はいかんと思うからね。そこらへんのところも、きちっとやってもらえるようにですね、考えていただきたいなと思うんですけどもね。あこあのまま、土のままほっといて、草生えたらそれ抜くのかね。それとも何か植物を植えるのか、園芸クラブとか、そういう何があるねからね。何かそういうことで活かしてもらえると、何かなかったらね。よその観光で生きておられるところ行ったら、徹底してやっておられますやんか。斑鳩町もそこまでやるねやったら、そこまで徹底してほしいなと思いますねんけれどもね。

観光産業  
課長

ご指摘の東側の塀の花壇ですけれども、以前サツキ等も植わっていましたが、場所柄、ちょっと乾燥も多くて、随時水を撒いていますけれども、枯れてきたということがございます。そのため、iセンターの前にもいろんな植物が植わっていましたが、今回はコスモスを試験的に植えて、きれいに咲きましたのでありますので、今後、観光協会等とも相談をしまして、花等も植えて、コスモスは斑鳩の花で定着していますので、それを中心に春も植えていくような形で整備していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員長

よろしいですか。他にございますか。 里川委員。

里川委員

この指定管理者の問題については、これまでいろんな議論があった中でですね、前回、私は反対しましたがけれども。法人格をとれという指導があったけれども、とれてないというようなことも含めましてね。今回は、法人としても法人格をとっておられる。そして、2月5日に審査をして審査も済んでいるということなんです。この間の運営については

特に問題もなくというように、担当課長のほうからご説明を受けたわけなんですけれどもね。指定管理者につきましては、これでいいのかなというふうにも現時点では思っているんですけども、ただ、観光協会そのもののありかたについてはもう少し今後考えていかなければならないのかなという問題というふうに、私は受け止めておりまして。この間、事務局長が替わられたり、そして法人化されたり、いろんな動きはしていただいているように思うんですけども。こないだから、私たちも今後の斑鳩町についてまちづくり、どうしていったらいいのかというような研究をさせていただいている状況のなかにはありますね、観光協会と、それと商工会という団体さんなどが中心になって、やっぱり住民のそういう思いを醸成していく、つくりあげていくっていうようなこと、中心にはなっていないてもらいたいところかなとは思っておりますのでね。今後、観光協会のなかでも、さらに、観光ボランティアさんとか、いろいろな方々、まして町外からも来ていただいているというような状況もあると思うんですけどもね。ところで、そういうことを期待しながら、観光協会の状況を見させていただく中で、先日、ちらっと、そのなかでご協力いただいているようなグループさんがNPO法人をとるといようなお話をお聞きしたりしてたんですけども。それについては、動きっていうのか、担当のほうではつかんでおられるのかどうか。さらに活発に皆さんが動いていただけることというのは、私たちは当然応援していきたいというふうに思っているんですけども。そのへんはどういうふうな動きになっているのか、わかる範囲で結構ですけども、ありましたらおしえていただけたら。

観光産業  
課長

今のNPO法人になるということで、活動しておられる団体は花回廊という形で、今活動、ほとんど今のところは花を中心としたウォークの開催を、春と秋に実施する形で、今活動しておられます。去年の秋にも、実施された団体です。ここは元々、メンバーの中に県下でNPO法人をしておられる地創研の方のメンバーも入っておられますので、その指導もあって、そういう斑鳩町もちゃんとした団体にしようかなと考えて動

いておられますけれども、まだ詳細のことについてはまだ、観光協会とは話をされておられると思いますけれども、町としては、詳細には聞いておらないところですが、そういう動きがあつて、考えはあるということはメンバーさんから聞いております。今後、活動如何によってそういうNPO法人化ということで進めていかれるかなとは思いますが、まだそこまでは至っていないと思います。

里川委員 だいたいの大枠は今の説明でわかりました。こうやって、観光協会に携わっていただく方々が自主的にこういう形で活動していこうということは非常にいいことだと思いますし、今後、町としてもそういう形で応援をしていっていただいて、観光協会を充実させ、そして商工会なんかとも連携をもって、まちづくりをやっていくというような状況をこれからいろいろ考えていっていただきたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

委員長 他にございますか。 中川委員。

中川委員 これ、法人格をとるということは、今までと何が変わるのかなって、西谷議員やないですけど、素朴な疑問ですねんけど。どない変わりますねやろ、あるのと、ないのと。ひとつの会社というんか、ひとつの組織なるのかな。

観光産業課長 一般的には法人化することによって、その組織の信用度が増すということが言われています。今までは観光協会は税務上は見なし法人という形で、実質的な形はちゃんとした団体という形でされていますけれども、今後、社団法人という形で法人格をもつことによって、ひとつの人格が与えられるという形で行動ができると。それと、まだ公益法人とはなっておりませんが、その活動に自信を持てるという形が一般に言われていることです。

中川委員 一般的な企業で、株式とか有限会社とか法人といいますよね。そんな  
んとは全然別ですか。

観光産業  
課長 また違う形になります。

中川委員 今まで観光協会の会長は小城町長が会長でしたけれども、これ法人格  
をとっても、これも同じ小城町長ですねな。

観光産業  
課長 はい、そうです。

中川委員 斑鳩町が、例えば私が、選挙出ている議員が、本人もしくは1親等の  
者が斑鳩町の請負をできない政治倫理条例を12年に制定したけれど  
も、それには抵触するという心配はないんですね。なかったら、それで  
よろしいねけれども。

観光産業  
課長 それに抵触するようなことはないということで確認しております。  
委員長 他にございますか。

( な し )

委員長 ないようですので、次に、各課報告事項についてを議題といたします。  
はじめに、(1)平成21年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)に  
ついて、理事者の説明を求めます。 清水都市建設部長。

都市建設  
部長 それでは、平成21年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)につつま  
して、当委員会所管に関する事項につつまして説明させていただきます。  
資料4をご覧いただきたいと思います。まず、表面の歳入でございます。  
中段よりやや下でございます第14款 国庫支出金のうち、一番下に  
記載されております総務費国庫補助金では、国の第2次補正予算におき

まして、地域活性化・きめ細かな臨時交付金が創設されたことから、その交付金の当町への交付見込み額でございます、ここに記載の5,076万3千円の追加補正をお願いするものでございます。

次に第17款 寄附金の都市計画費寄附金では、ふるさと納税制度による寄附金でございます、景観保全にというご指定をされていることから、当該事業に充当しようとするものでございまして2万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、裏面をご覧くださいと思います。歳出でございます。

中段ぐらいにございます第7款 土木費の道路新設改良費でございますが、先ほど歳入で説明いたしました地域活性化・きめ細かな臨時交付金、5,076万3千円 をこの事業の財源の一部といたしまして、道路の新設改良を行おうとするものでございまして、6,118万円の増額をお願いするものでございます。

具体的に申しますと、2つの路線の改良工事を予定しておりまして、そのひとつが、町道437号線、大和川堤防上の道路でございますが、それともうひとつが岡本地区の循環道路の延長でございます。この2路線につきましては、平成22年度に整備をする予定でございましたが、有利な財源措置が可能となったことから、今年度に予算補正をお願いし、後ほど説明させていただきますが、翌年度に繰り越すこととするものでございます。

次に同じく、第7款 土木費の公共下水道費の公共下水道事業への支援につきましては、1,215万1千円の減額をお願いするもので、内容につきましては、次の報告事項であります、平成21年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてにおきまして説明をさせていただきます。

続きまして、その下の欄にございます繰越明許費でございます。

第7款 土木費、第2項 道路橋りょう費の道路新設改良事業におきまして、先ほど説明をさせていただきました6,118万円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、第4項 都市計画費の法隆寺線整備事業につきましては、以前

から説明申しあげております、国道25号ぎわの事業予定地の所有者の方との交渉につきまして、難航しておる状況でございます。予定しておりました所有権移転等に伴う登記業務等の経費121万6千円につきまして、年度内に執行することが難しい状況であることから、翌年度に繰越をお願いするものでございます。

また同じく、第4項 都市計画費の都市計画マスタープラン策定事業につきましては、第4次総合計画の策定状況と調整を図りながら、作業を進めているところではございますが、予想以上に時間を要しております、予定した作業量を今年度中に執行することが難しい状況となったことから、委託料等の一部である171万8千円を翌年度への繰越をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成21年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)についての内、当委員会所管の事項につきましての説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑があればお受けいたします。  
木田委員。

木田委員 道路の新設改良費の中で、岡本の循環道路の何、おっしゃいましたんですけれども。それは今現在、工事、何か50mかしてはりますわな。その延長をしようということで、補正予算を組んでおられるのかどうかについてお願いします。

建設課長 平成22年度で予定しておりますのは、岡本集落の東側の部分のところ、延長130mを計画しているところでございます。

木田委員 そしたら西の方はもうあっこで終って、ほんで22年度は東側からということになるんですかな。

建設課長 地元とも協議させていただいたところでございまして、まずは県道の



信号機から50m、それから次年度については先ほど申しあげましたように東側を工事を進めていくという計画で地元と調整をさせていただいたところでございます。

木田委員 それについてですね、今年も初集会の時に呼んでもろた時に、それについては延長してもらおうようにとかいうふうなことで、これは地元の話ですよって、私らかてその何の中に入って行ってないからわかれへんけどね、なんかこう延長してもらえるように頼んでもらわれへんかというようなことを言っってはってんけど、それはもうきちっとそないして東とちゃんと自治会との交渉の中で話決まっていますねんね、そうでなかったらまたややこしなったらでんな、今年度の何かて、わしがなにも西からやったってくれと一つも言ってへんのにでっせ、木田はんが西からやったってくれ言わはったちゅうて、わしえらい言われましてんで。だからそういうところきちっと話し合いしといてもらわなでんな、なんでそんな何も言ってないこと、そんなん西からすんねんとかでっせ、そういうところの話しを詰めちゅうんですか、それをきちっとしといてもらわなかんと思いますねんけど。

建設課長 いろいろ村の中ではあろうかと思えますけども、町といたしましては自治会長さんと何回も協議をさせていただいて進めさせていただいてるところでございます。

木田委員 それでですね、町長は去年の1月31日の初集会の時にでっせ、予算が余ったら50mやなしに、それももうちょっと延長してでもやらせてもらってたしか言わはったと思えますねんけど、それについて、どういうふうに考えておられるのかをお聞かせ願いたいと思います。

町長 実態というのは自治会長、あるいは岡本の皆さんとご相談を申しあげてですね、やってまして、ただ50mの関係等についても地元でなかなか協議ができない、やっぱり建物の補償とかそういうものについては、

町の職員が年末ぎりぎりにですね、話をつけてきてですね、やっぱりやっているという状況等が、地元ではもうよろしいねんと、早くやってくれとおっしゃるけども、やっぱりそこにカーポートとかあったらそういう補償は町が直接行ってやってもらわんと、われわれは地元ではなかなかできまへんねんということになって、日にちがずれて、そういうことでわれわれとしてはやっぱり皆さん方が本当に纏めていただくんだっらいいけども、そういう建物補償だったら町の職員がやっぱり出向いて行って、その方と十分相談して合意にいたってようやく契約できると、そういう状況ですから、かなり遅れてくるわけですね。だから皆さん方はもう明日でもできるんやとおっしゃるけども、結局肝心の問題は土地とかそういうものについてはある程度了解しても、建物の関係も、カーポートとか、そういう問題等については職員が非常に苦勞しながら、地元ではできないことをわれわれはやっぱりやっているということによって、地元で了解をいただいてですね、ようやく50mの工事ができたということでございますので、地元としては自治会長をはじめ、皆様方は喜んでおられると思っています。

委員長 他にありますか。

( な し )

委員長 次に、(2)平成21年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、理事者の説明を求めます。 上田下水道課長。

下水道課長 それでは、平成21年度 斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてでございます。お手元の資料-5をご覧くださいませでしょうか。

まず、既定の歳入歳出予算の総額に33万2千円を増額し、歳入歳出の総額を、歳入歳出それぞれ13億5,346万7千円とするものでございます。

内容につきましては、まず、歳入でございます。公共下水道への接続件数の見込み数50戸の増によりまして、第1款 分担金及び負担金の下水道費負担金で500万円の増額。第2款 使用料及び手数料の下水道使用料で131万9千円に増額をお願いするもので、主な理由といたしましては、龍田西3丁目の西の山自治会及び龍田西6丁目地内の旭ヶ丘自治会の集中浄化槽により処理されている家屋につきまして自治会で、本年3月を目標に公共下水道への接続を決められたことから、接続件数が増加している状況でございます。

次に、第3款 国庫補助金では、首都圏近郊整備地帯等事業補助率の差額補助金を受けましたことから、73万6千円の増額。第4款 繰入金では、歳入歳出の差し引きにより一般会計からの繰入金を1,215万1千円の減額。また、第6款 諸収入では、消費税還付金の額の確定によりまして542万8千円の増額をお願いするものでございます。

次に、歳出でございます。資料の裏面をお願いいたします。

第1款 公共下水道費の施設管理費で接続の件数見込みの増から県へ支払います汚水処理費であります流域下水道維持管理負担金が増となりますことから負担金補助及び交付金で33万2千円の増額をお願いするものでございます。

以上、3月議会定例会に上程を予定いたしております平成21年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。

( な し )

委員長 次に、(3)斑鳩町既存木造住宅耐震診断支援事業実施要綱の一部を改正する要綱について、理事者の説明を求めます。

藤川都市整備課長。

都市整備  
課長

それでは、（３）斑鳩町既存木造住宅耐震診断支援事業実施要綱の一部を改正する要綱（案）につきましてご説明を申し上げたいと思います。

お手元の資料番号６の一番後ろにお付けしております改正の要旨をご覧いただきたいと思います。

斑鳩町におきましては、平成１８年度から、昭和５６年６月以前に建てられました既存木造住宅を対象といたしまして、耐震診断にかかる費用を助成する事業を実施をいたしておるところでございます。

現状、耐震診断を受けていただいた結果に関する報告書の内容につきましては、窓口におきまして、町職員が、耐震診断を受けられた方に説明をいたしておりますが、中には、今後、具体的にどの部分をどのような方法で、補強工事を行っていけばよいか、もう少し詳しく知りたいというご相談もいただいているところがございます。こうした意見に対応いたしまして、そして、耐震改修工事の実施につなげていくため、来年度からは、耐震診断を行った耐震診断員が再び、耐震診断を受けられた方のご自宅にお伺いをいたしまして、耐震診断結果の説明をさせていただくという形に、制度改正を行うことといたしております。

この制度改正につきましては、現在斑鳩町がこの耐震診断事業の財源といたしております県の補助制度がございます。この制度も同様の制度改正をされることに伴いまして、当町も同様にこういった改正を行うということでございます。この制度改正に伴いましては現行、耐震診断員の派遣に要します経費の負担額は３万円といたしておりますけれども、これを４万５千円に改定するものでございます。

なお、住民の方への負担額につきましては、従来どおり、無料ということで変更はございません。また、財源といたしましても国がその２分の１、県及び町がそれぞれその４分の１ずつの割合でこれまでと同様の割合で負担をするということになってございます。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町既存木造住宅耐震診断支援事業実施要綱の一部を改正する要綱（案）につきましてのご報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑があればお受けいたします。  
里川委員。

里川委員 参考までにお尋ねしたいんですけども。この耐震診断を行って、そしてその結果をもってやはりどの程度状況の悪い家があって、そしてそれで家をどの程度改修をなさったかという、その後ですね、を担当課としては把握をしていただいているのかどうかについてお尋ねをしたいと思います。

都市整備課長 これまで実施をいたしました耐震整備診断を受けていただいた方々、平成20年度まででございますが、この方々にそれぞれアンケートを実施をいたしております。その中で耐震改修に対する今後の考え方、それと実際にされておられる方につきましても調査をいたしております。その中で耐震改修を行ったという方も3件あるということで承っているところでございます。

里川委員 改修をされたところが3件あったということですが、アンケートとっていただくのはもちろんあれなんですけれどもね。これまで結果の説明を職員がしていたということでは、その結果についてですね、状況が悪い、厳しいお宅ですね、とか、まあそんなに心配ない家とか、そういう割合が一定掴めてたんかなと、職員の方でもね、担当課でもね、ということをおっしゃっているんですけども。その割合についてはどんなもんかということと、それと今度は説明も専門家が行うということであれば、町としては、そういう今私が心配している状況がどうだったのかという結果については町はどのように把握をするようにシステム的になるのか、っていうことのその2点教えていただけたらと思います。

都市整備課長 これまで実施をいたしておりました耐震診断の結果でございますけれども、この対象物件が昭和56年6月以前の建築ということで、古い耐震の基準に基づいて建築をされている、あるいはそれ以前のそういった

ことがされていない住宅でございます。耐震診断の結果ですね、耐震性を有している建物は1件もございませんでした。すべて耐震性を有していないということでございます。それでですね、皆様方には耐震診断の結果が数字で表われるわけですけれども、そういったものをご覧いただきながらその説明を今日までしてきました。この説明の資料ですけど、これは耐震診断の結果報告書ということでございまして、これは必ず斑鳩町の方に上がってきます。来年度以降も同様に上がってきますので、すべての結果につきましては町が全体の把握を常にしているという状況は変わりございませんので、ご理解いただきたいと思います。

里川委員　まあそういうことでしたらね、わかりました、システム的なことも。後はやはり56年以前の建物ですべて危険な状況も見られる箇所があるということなんですけれども、特にやはり状況がかなり厳しいというようなお宅については、やはりよく、これから専門家とも話もされるかもわかりませんが、町としてもかなり結果の厳しいところについては、気をつけて町の方も、対応の方もまたしてほしいなというふうに思います。以上です。

委員長　他によろしいですか。

( な し )

委員長　ないようですので、次に(4)斑鳩町既存木造住宅耐震改修支援事業実施要綱について、理事者の説明を求めます。

藤川都市整備課長。

都市整備課長　それでは、(4)「斑鳩町既存木造住宅耐震改修支援事業実施要綱(案)」につきまして説明を申し上げます。

お手元の資料番号7の一番後ろのページから1枚前にお付けしております、要旨をご覧いただきたいと思います。

来年度より新たに、地震による木造住宅の倒壊等の被害を未然に防止し、災害に強い安全と安心のまちづくりを推進することを目的といたしまして、昭和56年以前に建てられた既存木造住宅のうち、耐震診断の結果、地震に対する安全性が不十分であると診断された住宅の所有者等が行う耐震改修工事に対しまして、その費用の一部を町が補助する斑鳩町既存木造住宅耐震改修支援事業の実施を予定をしております。

本要綱はこの斑鳩町既存木造住宅耐震改修支援事業の実施にあたりまして、補助金の交付要件や交付手続きなど必要な事項を定めることを目的として、制定するものでございます。

それでは、前に戻っていただきまして、この資料の1ページ目、要綱の本文をご覧くださいと思います。

まず、第1条でございます。本要綱を制定する趣旨を定めております。

次に、第2条でございますけれども、本要綱における用語の定義を定めております。

まず、第1号におきまして、「住宅」の定義を定めております。一戸建ての住宅のほか、長屋住宅及び共同住宅に加えまして、店舗付住宅など、住宅以外の用途を兼ねる併用住宅のうち、床面積の半分以上が住宅として使用されている建物につきましても、住宅に含めることといたしております。

次に、第2号におきまして、「耐震診断」の定義を定めております。国土交通省住宅局建築指導課監修の「木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法及び精密診断法、それとこれに同等と認められる耐震診断法によりまして、地震に対する安全性を診断することといたしております。

次に、第3号でございます。「建築士」の定義でございますが、建築士法第2条に規定する建築士といたしまして、一級建築士、二級建築士、木造建築士を本要綱における建築士として定義をいたしております。

次に、第3条でございます。事業対象建築物につきまして定めております。本支援事業の対象となります建築物につきましては、昭和56年5月31日以前に着工された、いわゆる新耐震基準施行以前に建てられ

ました木造の住宅でありまして、地階を除く2階建て以下のものとしております。

次に、第4条でございます。事業対象者につきまして定めております。

本支援事業の対象者につきましては、事業対象建築物の所有者及び所有者の同意を得た者としてしております。なお、事業対象建築物が複数人での共有所有の場合につきましては、共有者全員の合意による代表者を事業対象者としてしております。

次に、第5条でございます。事業対象工事につきまして定めております。本支援事業における補助金の対象となります耐震改修工事に関しましては、次のいずれかに該当する工事としてしております。

まず、第1号におきまして、耐震診断の結果、建物の耐震性を表わす数値となります上部構造評点が1.0未満と診断された住宅につきまして、上部構造評点を1.0以上とする耐震改修工事としてしております。

次に、第2号におきまして、耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満と診断された住宅につきまして、住宅の1階部分の上部構造評点を0.7以上とする耐震改修工事につきましても事業対象工事としておるところでございます。なお、上部構造評点の数値が1.0以上の場合、震度6強程度の大地震が起こりましても、建物が一応倒壊しないという判定基準となっております、上部構造評点を1.0以上にする工事を一般的に安全型の耐震改修工事と呼んでおります。

一方、上部構造評点が0.7以上1.0未満の場合、大地震の際、建物が倒壊する可能性は残りますが、1階部分の上部構造評点が0.7以上であれば、大地震発生時に建物が瞬時に倒壊することがなく、避難することは可能とされておりました、生命重視型の耐震改修と呼んでおるところでございます。

本支援事業におきましては、命を守るということに重点におきまして、1階部分の上部構造評点を0.7以上にする生命重視型の耐震改修工事につきましても、事業の対象としてしております。

次に、第6条でございます。補助対象経費を定めたものでございまして、事業対象建築物の耐震改修に要します工事費を補助対象経費といた



しております。

次に、第7条は、補助金の額について定めたものでございます。

本支援事業におきまして、補助対象経費が50万円以上の耐震改修工事を補助対象といたしております。

そして、補助金の額につきましては、補助対象経費に対する補助率を1/3といたしまして、補助金の下限額を20万円、上限額を50万円と定めております。

これを表形式で表わしたのが、第1項の表でございます。

表の左側が補助対象経費を表わしたものでございます。表の右側が補助金の額を表わしております。

まず、補助対象経費が50万円以上、60万円未満の場合につきましては、補助対象経費に補助率の1/3をかけましても最低額となる20万円に達しないため、補助金の額は最低20万円の一律となります。

次に、補助対象経費が60万円以上、150万円未満の場合につきましては、補助対象経費に1/3をかけて算出した額が補助金の額となります。なお、この場合、千円未満の端数は切り捨てとさせていただきます。最後に、補助対象経費が150万円以上の場合につきましては、補助対象経費に1/3をかけますと上限額となる50万円を超えることとなりますので、補助金の額は上限額の50万円で一律となります。

なお、耐震改修工事を実施された場合、一定の要件を満たしますと、所得税の控除の対象となる場合がございますことから、その関係規定を第2号及び第2項で定めております。

次に、第8条は、交付申請に関する規定でございます。

まず、第1項におきまして、交付申請に必要なとなります添付書類などにつきまして、定めております。また、第2項におきましては、補助金の申請は、事業対象建築物1棟につき1回を限度とすること、第3項におきましては、事業対象者ごとに、同一年度につき1棟を限度とすることを定めております。

次に、第9条でございます。交付決定等に関する規定でございます。第1項におきましては、補助金の交付を決定した時の申請者への通知手

続きを、第2項におきましては、補助金を交付しないことを決定した時の申請者への通知手続きをそれぞれ定めてございます。

次に、第10条では、工事の着手に関する規定でございまして、補助金の交付決定を受けた者を、補助決定者と定義いたしまして、補助決定者が耐震改修工事に着手された際の、着手届の提出義務を定めてございます。

次に、第11条は、変更申請に関する規定でございまして、第1項におきましては、工事内容の変更等によって、補助決定者が交付申請の内容を変更しようとする際は、変更交付申請書の提出が必要となる旨を定めております。また、第2項で、変更交付申請書を審査し、適当と認められた場合の補助決定者への通知手続きについて定めております。

次に、第12条は、中止の承認に関する規定でございまして、補助決定者が耐震改修工事を中止する場合におきましては、中止届の提出しなければならない旨を定めてございます。

次に、第13条でございまして。完了の報告に関する規定でございまして、工事の完了後におけます完了報告書の提出義務並びに完了報告書に添付が必要となります書類を定めたものでございます。

次に、第14条は、補助金の額の確定に関する規定でございまして、完了報告書の受領後、補助決定者への補助金の確定額の通知手続きにつきまして定めております。

次に、第15条は、補助金の請求に関する規定でございまして、補助金額の確定後の請求手続きにつきまして定めております。

次に、第16条は、交付決定の取り消し等に関する規定でございまして、偽りその他不正手段により、補助金の交付決定を受けた場合、町長は交付決定を取り消し、既に補助金が交付されている場合は、補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる旨を定めております。

最後でございまして。第17条では、その他といたしまして、この要綱に定めるもののほか、当該事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める旨を定めております。

なお、本要綱の施行日につきましては、平成22年4月1日からとい

たしております。

また、この資料の一番後ろでございます。「斑鳩町既存木造住宅耐震改修支援事業の手続きの流れ」という標題の資料をおつけさせていただいておるところでございます。

この資料は、本要綱の規定に基づきます交付申請から補助金の支払いまでの流れを表わしたものでございます。また、ご参考としていただければと思います。

以上が、斑鳩町既存木造住宅耐震改修支援事業実施要綱（案）についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑があればお受けいたします。  
里川委員。

里川委員 事業に対してですね、改修やられたら3分の1ということで、下限が20万円、上限50万円ということを出していただく、まあないよりは全然ある方がいいんですけどもね。ただ、私も素人でまったくわからないんですが、ここに書かれているようなこんな金額で耐震の改修の工事ってというのはなんか、妥当な金額なんでしょうかね。だいたいこれまで3件改修されたっていうお宅もありますけど、だいたい一般的にどの程度かかるものなかな、こんな補助金の額でいけるんかなっていうのがちょっと疑問に思ったんで、教えていただけたらと思います。

都市整備課長 ただ今ご質問いただきました、斑鳩町の補助金の額の妥当性でございますけれども、まず一般的に耐震改修工事でございますけれども、これはあくまで一般的な、標準的なことということの前提でございますが、だいたい奈良県の平均的な、安全型の改修工事、安全型と申しますのは先ほどご説明させていただきましたように上部構造評点が1.0以上する工事でございます。それが大体平均220万円ぐらいかかっているようでございます。それと生命重視型の0.7以上にする改修工事につきましては、だいたい平均115万円程度ということになっているようで

ございます。今回の町の改修事業に対します補助でございますけれども、これは県下全体実施されているところへの状況を勘案しながら定めさせていただいた額でございます。満額補助するという考え方は基本にはなっておりませんので、だいたい今のところ限度かなというところで定めさせていただいている状況でございます。

里川委員　国や県やいろんなところ見中での設定であるということですがね、今聞きますと生命重視型であれば、3分の1を適用してそれなりの金額を補助していただけるということですが、安全型でいきますと平均がね、かなり高いです。こういう高い方になりますとなかなか3分の1に達しないような状況での補助という形にはなってくるのかなとは思いますが。今後の動向を見る中で県や国も含めましてね、まずは生命重視型ということなのかなということも思いますが、この事業に関しては、動向を見て斑鳩町の皆さんの状況なども見ながらまたこれでいいのかということもね、今後もまた考えながら、今はこれで進めていただけたらというふうに思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

委員長　他にありませんか。　宮崎委員。

宮崎委員　ちょっと1つだけ聞きたいんですけど、この趣旨の第1条のところなんですけど、地震による木造住宅の倒壊等の被害を未然に防止するというのあるんですけど、現在木造住宅でも住まれておられない家、たくさんあると思うんですけども。その家の所有者の方とかはたぶんそのまま放っておられると思うんですけども。そういうのは対象にはなるんか、またそれを今後どういうふうに要綱にあてはめていくのかちょっとお聞きしたいと思います。

都市整備課長　まず、当然お住まいをいただいているということで、住まわれているところをまず個人の方を優先をして今されていくものからいうふうに考

えてございます。基本的には住んでいただいているところを重点的に改修をしていただきたいという我々の思いでございます。具体的にはその状況等を勘案しながらですね、ご協力させていただいて、判断をしていく必要が出てくる部分もあろうかと思えます。その時点でそういったことで十分に申請者の方と協議させていただきたいと思っております。

宮崎委員 住んでおられないところ、極端に言ったら何十年も放ったらかしの家があると思うんですけど、それがもし地震で倒れた場合ね、田んぼの真ん中でしたら誰もけがしないと思うんですけども、道の際とかいろんな状況あると思うんですけども、それが倒れる恐れがあるって誰が見ても思っても、申請者の方が何もなかったらそのまま放っておくのかなと思ったんでちょっと質問させていただいたんですけども。

都市整備課長 まずですね、今おっしゃっていただいております、道端で倒れることによって他に被害が起こるといふことの心配も当然あるわけですがけれども、この趣旨に書いてありますように、まず住宅でお住まいになっております方の生命の安全を守ることが第一でございます。それと、倒れるかも分からないという部分につきましてですね、まず耐震診断をやっていただく必要がございます。この辺でですね、実際にそういった必要性等を個人の方、これ町がですね、積極的に耐震診断及び耐震改修をやっていくということでなしに、まず皆様方、所有者の方がご自分の住宅を診断していただくということを優先的に考えていただきたいというところでございますので、その辺は状況等によりましてですね、検討をしてまいりたいと思っております。

宮崎委員 それでしたら、所有者の方に、現在住んでおられることが対象だということなんですけれど、住んでおられなくても所有者がおられますんで、その辺に対しては町の方から指導とかそんなんはないんですかね。

都市整備 この耐震改修の支援事業でございます。先ほど申しましたように、こ

課長

れは皆様方がまずご自分のお住まいの建築物をいかに地震から守って自分の生命を守っていただくかというのをまず認識していただいた上で、それに対して助成をさせていただくということでございます。いろいろを空家等あろうかと思えますけれども、まず町が積極的にですね、耐震改修をやっていただくように働きかけるということは、今のところ考えてございませんので、ご理解をいただきたいと思えます。

委員長

他、よろしいですか。

( な し )

委員長

ないようですので、次に（５）戸別所得補償制度の概要について、理事者の説明を求めます。 川端観光産業課長。

観光産業  
課長

それでは、平成２２年度に実施される戸別所得補償モデル対策についてご説明申し上げます。お手元の資料８、これは国がつくった農家用のパンフレットです。これに基づきましてご説明させていただきます。

このモデル対策のねらいは、自給率の向上のために水田農業のてこ入れを行うことにあります。そのために、自給率向上の主要な作物となる麦・大豆・米粉用米・飼料用米などについて、シンプルで分かりやすい助成体系にした生産拡大を促す対策（水田利活用自給率向上事業）と、水田農業の経営安定を図るため、恒常的に赤字となっている米に対して補てんする対策（米戸別所得補償モデル事業）をセットで行うこととしています。

資料８を開いていただきますと、自給率向上事業と米のモデル事業について、概要であります説明してあると思えます。

まず、自給率向上事業について資料に基づいてご説明させていただきます。これはいわば転作を推進する事業でありまして、戦略作物を中心とした全国一律の交付金単価となっております。ここで目新しい作物として、交付単価も高い作物（新規需要米）が目立ちますが、今後推進し

ていく作物として注目されているところです。また、その他作物については、現在県が国に対して協議を行っているところと聞いているところがございます。また、二毛作助成として、主食用米の後作として、戦略作物である麦・大豆等を作付けすることにより、交付金が交付されるということも追加されております

ただし、交付金の交付対象となるのは、実需者との販売契約等が必要となるという、厳しい面も付け加えられているところであります。

続きまして、米のモデル事業であります。新聞等で報道されております、主食用米に対してコスト割れ相当分の助成制度であります。定額部分といたしまして全国一律の10アール当たり15,000円の交付となっております。ただし、交付対象となるのは「生産数量目標」、転作等の実施者で、完納されている方の生産を行った農家のみとなっているということでございます。

概略であります。以上が戸別所得補償制度の概要説明とさせていただきます。なお、今後の推進であります。斑鳩町水田農業推進協議会において方針等を決定いたしまして、4月上旬には農家組合長を通じまして配分できるように事務を進めているところでございます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。  
里川委員。

里川委員 米のモデル事業の方ですね、助成してくれはる額を決めるにあたっては結局生産単価っていうものがあると思うんですね。生産単価をどれだけ販売価格が割ってるかというような中から助成をしなければならないと、農家に助成をしなければならないというふうに考えるものだと思うんですけども。その生産単価いうのね、どの程度、国はですよ、どの程度と考えると、そして販売価格との差額っていうことで、この交付単価がきちっと矛盾してないのかどうか、このへんは十分な対応になっているのかどうかっていうことについてね、ちょっと私よくわからないんで、

この辺については疑問かなっていうふうに思うんですが。それとね、この交付単価の全国一律ってなっているんです。全国一律っていう点についてはこれもいろいろ議論があった話で、お米の単価が地方地方で全然金額が違うんですよね、非常に高いとこと、割合良くお米が採れるところでいえば、割合低いとことかがあるんですけど、この全国一律となったことについて、奈良県としては、斑鳩町としてはこれについてはどうなのかというふうな観点っていうのはわれわれも持っとなあかんのかなというふうには思うんですが、これについてはどうでしょうか。

観光産業  
課長

交付単価、これは全国一律ですけど、販売価格が過去3年の販売価格以下になった場合に交付するとなっております。標準的な生産に要する費用は、米の生産費統計、全国平均における経費の全額と家族労働費の8割の過去7年間の平均より算定したとなっております。それから標準販売価格は全国銘柄平均の相当取引単価の過去3年間の平均から流通経費等を除いて算定したということで聞いているところであります。ただ詳しい金額内容等は確認しておりませんが、公表はされていないと聞いておりますねんけど、そういう計算でやっているということになります。それで、この価格は斑鳩町の場合、奈良県ということで見ますと、この15,000円というのは一番中間的な、奈良県としては妥当な金額だとは考えておりますが、ただこれがどの標準をもって妥当かという、まあ高ければ高いほどいいということになりますんで、それは一概には妥当とは言えないとは思いますが、全国の平均から見れば中間的な場所ですんで、これが妥当な数字とでてくるのかなという感じでおるところでございます。

里川委員

この問題についてはね、町がどうこうなかなかできない問題ですので、先ほど課長の説明にもありました交付単価っていうのは、生産の経費ですね、生産単価と販売される単価の間を補償ちょっとでもしていこうということなんですけど、今説明があったように生産費の80%というの、初めから100%でなく80%で国は計算しているっていうところにつ



いては私は問題があるなっていうふうには感じているんですが、それについては国が行っていることで町ができることではございませんのでね、これについては仕方ないと、町の、ここで言っても仕方がないことですが、私はそこについては問題があるというふうには感じております。あとはこういうふうな形で事業が進んでいくということであれば、また農家さん、農業委員会そしてまた農家組合とか、いろんなところにもこの点についての十分なお説明をまたしていただけたらというふうに思います。また、この間に細かいことがありましたら、また担当課へ行ってお伺いもしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

委員長 他にございますか。

( な し )

委員長 ないようですので、これで各課報告事項は終了です。  
他に、理事者側から何か報告しておくことはありませんか。  
加藤建設課長。

建設課長 申し訳ございません。建設課の方から2点ご報告を申し上げます。まず1点目でございますが、JR法隆寺駅の北口の4-1号線の一方通行についてでございますけども、地元や通行される方々から軽車両、いわゆる原付の単車の一方通行規制の除外を要望していただいておりますが、本年1月17日に軽車両は除外されました。従いまして軽車両、原付単車は駅の東側の踏み切りから北口への通行も可能になったということをご報告申し上げます。

次に2点目でございますけども、県道の大和高田斑鳩線における交通信号機の設置についてでございます。当該道路のスーパー万代北の町道416号線との交差点におきまして今回、交通信号機でございますけども、定周期の信号機でございますけども、設置されることになりました。設置時期につきましては本年3月末の予定でそれまでに交差点西側の町

道の拡幅と、横断歩道設置に伴います県道の歩道の切り下げ等、県並びに町で行うこととしております。以上交通信号機とそれから一方通行について2点ご報告とさせていただきます。

委員長 他にございますか。 川端観光産業課長。

観光産業課長 観光産業課から1点、お手元に斑鳩市の開催についてチラシを配布しておりますが、今月の2月20日から22日の3日間、斑鳩町観光自動車駐車場で開催する計画をしております。

例年ですと太子びんきり市として観光協会が実施しておりましたが、本年は平城遷都1300年祭を契機といたしまして、地域特産品の販路拡大と地域産業・観光の振興を目的として、イベント名も斑鳩市として開催することになりました。

特産等の販売を行うほか、斑鳩町のキャラクターパゴちゃん及び友好都市のキャラクターとの写真撮影会や、もちつき大会、中宮寺門前そばの試食などのイベントを行います。また、イベント期間中に奈良大和の祭りとして、野本さんといってこの周辺で写真を撮ってはる写真家の方ですけど、写真パネル展も同時に法隆寺iセンターホールにて開催されますので、委員の皆様方もご参加いただきますようご案内申し上げます。ご報告とさせていただきます。

委員長 他、よろしいですか。

( な し )

委員長 以上、各課報告事項につきましては、これで終わっておきます。

続いて、4. その他について、各委員より質疑、ご意見等があればお受けいたします。 中川委員。

中川委員 数日前に上水道部の方にお伺いして、水道料金の自動引き落とし言う

んかな、口座振替えの案内をいただいたんですが、自動引き落とし、口座振替えしていない世帯に対してはどのような集金方法されていますねんやろ。

委員長 清水上水道課長。

上水道課長 現在口座落としにつきましては、ざっと95%ぐらいになっております。それ以外の方につきましては、納付書等を発送しておるところでございます。

中川委員 納付書を発送して、それを持って振込みに行くということですか。そしたら、水道部の方から集金に行くということはされていないということですか。

上水道課長 本来でしたら個人が郵便局、または銀行等で支払いしていただくというのが本来でございますけども、中にはどうしても都合がつかないというところ、また、うちの方から出向かざるをえないような事情によりまして、集金等、徴収に行っておるところもございます。

中川委員 これ見たら、水道料金、下水道使用料は便利な口座振替えって、便利なんはどっちが便利なんかなっていうことをちらっと思ったんでね、そして水道部に行ってちょっと銀行の変更をしてほしいということをお願いしたら、書類書いて銀行へ持って行ってくれと、一般のね、金融機関であれば、その受ける方の、例えば斑鳩町で言うと税務課、例えば銀行、ローン会社、皆その窓口でその通帳の印鑑押してそこで終るわけなんですよね。それをなんで支払いをする方が、これまたわざわざこれ銀行へ持って行きまんのかって言ったら、これ銀行へ持っていってもらわないけませんねんって言われたんが、生まれて初めて経験したんが水道でしてん。大体集金する方がその手続き皆しはるはずですわ。現に斑鳩町の税務課はそうですやろ、税務課で通帳の変更したい、そこでその場で終

るわけですね、これ持って銀行行ってくださいって言われたことないからね。その点についてなんで水道部だけそういう方法とってはんのかなってというのが疑問ですね。

上水道課長 通常でしたら、はがきで銀行口座と印鑑押して申し込むわけですがけれども、本来であれば水道の方で受けてから、そのはがきを銀行等に持って行かざるを得ないというようなこともありますけれども、果たして、水道課にいたしましては三井地区にもございますので、わざわざ三井のところまで持ってきていただくよりも地元のそばの銀行や郵便局で、はがきも備え付けてございますので、そちらに出していただいた方が手短かに処理できるというようなこともございますので、対応はそういうふうにしたと思っております。

中川委員 行った時に例えば通帳と印鑑持ってなかったら、そりゃまたもういっぺん行かなあかんということになりますけども、口座振替するという目的で行ったらだいたい通帳の番号と銀行印と持っていくのが普通かなと思いますねん。その場で終らせたら1回で済むやつを、私の場合がそうやったからね、通帳の番号と銀行印と持って水道へ行った時に、これを持って銀行に行ってくれと言われたんが、なんでやろうなと思ったんが、今の質問やからね。そやから私の場合は水道部行って、もういっぺんまた銀行に走ったわけやから、今、課長95%もう口座振替えできてある言っってはるからね、そんな住民の人に今後はそんな不便っていうか、かけないと思うんですが。受けるほうがすることを、なんで支払いする方がこの仕事してるんやろなど、ほんまに単純に思ったからね、まあ今言われるようにもうほとんどできてあるねんから、もっと早くに私が気づいてたらもっと言っててんやろけども。それと、極端な話、計算がね、裏見てたら、早見表付いてあるねんけどもね、これも行って初めて経験したから、ちょっと自分とこの計算したらね、どない計算しても自分の計算が合いませんねや、76㎡の場合やったらなんぼなりまんねやろ。13ミリの口径で。

上水道課長 通常給水装置につきまして、13ミリ、一般的な家庭でございます、この関係につきましては、1ヶ月の基本料金が550円かかっております。それで、使用料1㎡から8㎡まで115円、そして9㎡から30㎡まで180円、そして31㎡から50㎡までが245円、それと51㎡以上につきましては330円をかけて上乘せしているというような形になっておりますものでございます。

中川委員 そして76㎡やったらなんぼになりますやろ。それでしても合いまへんねや。

上水道課長 早見表で76㎡でございますと、13ミリで19,855円でございます。

委員長 暫時休憩します。

( 午前10時31分 休憩 )

( 午前10時34分 再開 )

委員長 再開します。清水上水道課長。

上水道課長 今回の使用料につきましては後でご報告させていただきます。よろしくお願いたします。

委員長 他にございますか。 里川委員。

里川委員 私もちよつと2点ほど、1点はね質問なんです、水道メーターについて、こないだからいろいろ新聞を読みますと、大阪市あたりでは水道メーターは公費設置されているというようなことが書かれてまして、そしてマンションと戸建と違いでどうのこうのというような、そういう

新聞報道見たものですから、斑鳩町はいったいどうなっているんだろうということがすごく気になりましたんでね、この際ですのでお尋ねをしたいなと思うんですが、水道メーター、料金を徴収するのに必要な、この水道メーターの設置については斑鳩町ではどうなっているのか、そしてまた戸建、そしてまたマンション、集合住宅ですね、そういったところでの違いなどがあるんでしたら、その点について、この際ですので確認をさせていただきたいというふうに思います。

委員長 清水上水道課長。

上水道課長 この関係につきまして、水道の加入分担金等というような形になってこようかと思っておりますので。まずこの関係につきましては、簡潔に言いますと、メーターの設置につきましては町が設置という形になっております。それとマンション関係につきましては親メーターがございますので、親メーターであります設置者に請求をいたしまして、その請求の内容につきましては、親メーターが子メーターというような各戸についておるところから徴収されておるといのが現状でございます。

委員長 谷口上下水道部長。

上下水道部長 若干ちょっと補足をさせていただきます。戸建とマンションの違いなんですけども、まずマンションにつきましては高架水槽、受水受けして配水する場合、その場合につきましてはまず、親メーターを町から設置いたします。そして各部屋については子メーターを各個人さんが、管理人さんですね、オーナーさんが設置をしてそのメーターをカウントしていただく、そしてわれわれにつきましては親メーターのボリュームで調整をとっていくという方法で設置させていただいています。親メーターは町が設置させていただきます。もう1つは集合住宅でありまして直接配水している場合、各部屋に直圧で配水する場合があります。2階建てとかそういう集合住宅になりますと、直圧で配水することができます

ので、そういった場合は各部屋については下の方に町がメーターを設置しておりますので、町から設置したメーターでカウントさせていただくというシステムになっております。現在そういう状況で町の方は進めておるといふことでございます。

里川委員　　そうしますとね、今説明聞きますと、戸建の水道メーターについてと、マンションなどの集合住宅の親メーターの設置については、町が設置しているということであれば、住民さんにご負担をかけていないというふうに考えてよろしいのでしょうか。どうでしょう。

上下水道  
部長　　制度上接続していただくには加入金とか給水負担金とか、そういった負担金はいただいておりますと、ご協力いただいておりますという状況でございます。

里川委員　　先日これをちょっと気になったもので、水道の方へ聞きに行きましたところが、水道の方のね、加入負担金とは別に手数料というような名目で結構な金額を町は取ってはるようなので、そこにメーター代も含まれているんちゃうかみたいなことを私は感じたんですよね。ですから実質町が設置しますと言っても、なんかこれ住民さんから取ってるのと違うのってというような、私は印象を、この説明聞いて受けたんですけどね。やっぱりその辺は町が料金を徴収するために、町が付けなければならないものであるとするのなら、きっちりやっぱり町が設置するべきであるというふうな考えでいくと、負担がどうなんかなと、町民さんの負担がどうなんかなって思いますのでね。そこもうちょっと整理きちっとしていただきたいのと、こないだちょっと担当の方に聞いたらその辺がなんかどうも手数料みたいな形でいただいているようなニュアンスで説明を私は聞いたように思うんでね。もうちょっときっちり、だからわざわざ私は誰が設置しているのと、料金どうなっているんですかということ聞いていたんですが、改めて水道引く場合でも引くほうの住民さんもよくわからないままやっているのかなと思うんですけども、たまたま大阪市の

マンションの集中検針方式なんかでしたらね、なんかメーターが非常に単価が高いということの中で、大阪市はこうしてるとかどうしてるとか、そういう記事を読んだ中でね、ふと疑問に思いましたんで、その辺のメーター設置について状況っていうのはもうちょっとわかりやすく、誰が聞いても分かるような形での説明ができるようにしていただけたらということをお願いしておきたいと思います。

そしてもう1点につきましては意見なんですけども、実は厚生常任委員会の方でも視察に行きまして、自治会連合会の方からポイ捨て条例なんかを作ってもらえへんかというようなことも受けまして、特に厚生常任委員会でいろいろ今研究をしているんですが、ただ、私はこれは厚生常任委員会だけに留まらない問題ではないかなということを感じております。今まさに都市整備課が所管とし、景観条例というようなものも作っていく中でも、この精神っていうものはね、生かされていくべきのかなというふうには思っております。今後、厚生常任委員会でもこの問題については自治会連合会からの要望もございますので、いろいろ議論をしていくわけですけども、是非とも景観条例なんかを策定されるときにも、この問題についてはできるだけきちっと頭に入れておいてほしいですし、また、景観条例を策定していくにあたって、今ある条例、そしてまた担当課などともいろいろ協議をしていただきまして、これらの条例制定にもなにか取り入れていただけたらなというふうには思っているところですので、これは私の意見として今申し上げておきたいなというふうに思います。

委員長 他にございますか。 木田委員。

木田委員 耐震のなには、改修とかいうそういう話ででてますねんけども。中宮寺のバス停のですね、元魚屋さんの火事の建物についてですね、あれもう2年ぐらいなると思いますねんけども。やっぱりあそこは結局法隆寺駅の方から来る自動車なんかやっぱり一旦停止ちゅうんか信号待ちする時にはあそこにもかかってくると思うねんけど、あのような状態で



すね、そりゃ民間のなにやから町はいられへんにしたって、どういふふうな指導っちゅうんですか、なにをされておられるのかについてです  
ね、お聞かせ願いたいと思います。

委員長 加藤建設課長。

建設課長 国道25号と県道天理斑鳩の交差部分でございますけども、以前から他の委員からもそこに建っております建物の地権者、それから南側に農地がございますけども、そちらの地権者との交渉も何回もさせていただいております、もちろん県の事業としてやっていただくわけなんですけども、県としても道路を拡幅して左折レーンなりを設けて、通行が安全にできるように考えておられたところでございますけども、地権者の方の要望もございまして、未だに話はつかないところでございますけども、まだ、引き続き交渉を進めていきたいというふうに考えております。県としてはどうしても必要な部分だけの確保ということになるわけでございます、その辺のところは地権者との折り合いがつかないという状況でございますのと、それから南側の農地のこともございますので、そういった部分も解決しなければ進まないのかなというふうに思っておりますけども、いずれにしても、県の方には予算、交渉が上手くいくようになれば、予算確保についてはお願いしたいということをおっしゃるので、できるだけまた地権者の方と早くお会いして交渉していきたいというふうに考えております。

木田委員 地震だけやなしにね、これから台風シーズンに入ってきたらですね、やっぱりあないして天井ちゅうんか屋根も抜けとるような、そして入口とかいふふうなところは潰れるちゅうんか焼けてですよ、風の入りがやすいような状況やったら、風でば一つと倒れるようなことにもなりかねんと思うねんけども、本当にあれで安全なのかですね、人があそこ歩いてはってでっせ、地震なり台風なりで倒れた場合誰が責任持つんかなと、それは余計なお世話かしらんけど、そやけどやっぱりそれをなんとかあの

状況をですね、安全で安心なまちづくりって斑鳩町そないしてスローガンちゅうんですか、やっぱり掲げてやっってはるぐらいやから、なんかあのままの状態ではちょっと具合悪いんではないかなと思いますねんけども、それをなんとか積極的に解決する方法って、あのままの状態で県が話しつくまではほっとくというような形になるんですかな。

委員長

小城町長。

町長

今、加藤課長が申しましたように地域の方々、われわれ通行する者、一番不安でございますから、やはりそういう努力をしながら、地域の方にもなんとかありませんかという中で、やっぱり地権者の方が最終的に応じていただければ、これはもういたしかたない、なんぼ町があるいは地域の方々おっしゃっていただいたかて、先だっても私の方に妹の家に住んでるから、妹の家が非常に大変やと、本人はそういうにおっしゃるけれども、そういうことで町長さん町営住宅ないかとおっしゃるけれども、まあそういうことでお世話をしても、本人は、それはなかなか話ができないということできなからね、個人の問題、プライバシーの問題もありますから、やっぱり皆さん方非常に心配しているんです、特にその周辺の方々っていうのは台風とかやっぱりきたらですね、そりゃ風で飛んできたら大変やと心配されているし、現状3年になりますからね。われわれにしたら早くということで、県の郡山土木にもするんです。郡山土木も全面的になんとか、部分的でなしに全面的にみてくれということもかなり交渉をしながらですね、努力はしてるんですけれども、最終的にはご本人さんが、また南側の土地を持っている方とかいろいろそういう方の承諾がなかったらなかなかできないと思います。やっぱりほったらかしにするんじゃなしに、やっぱり絶えず担当の課長やあるいは担当職員が、あるいはまた議員の皆様も心配していただいておりますように、なんとか努力をしようということには変わりございません。ただ、相手方が行ってもですね、しばらくしたら来ないとか、町は全然来ないとかおっしゃるけれども、やっぱりそういう努力を

し、相手方も入院される時もございますからね、また会えない状況でございますし、ほったらかしというか、我々としたら安全と安心のまちづくりですから、やっぱりそういう点については絶えず注意をしながら、やっぱりその方のご同意を得ながらですね、早く取り壊し、あるいはまた工事にかかれるような状況にしたいという気持ちは変わっておりませんので、これからもまた皆さんと一緒に努力をしていきたいと思っております。

木田委員　そりゃあまあ努力してくれてはるっていうのはよくわかりますねんけどもね。そしたらなにかそれで被害が生じた場合はですね、誰が責任取るんですかな、それは。

委員長　池田総務部長。

総務部長　あの場合でしたら個人の所有者ということになってきます、裁判上は。

木田委員　もう1点。23年に線引きの実施ちゅうんですか、それがあるといふうに聞いておりますねんけども、幸前地区でも線引きの見直しの地域があると思いますねんけど、それについてですね、今後の日程ちゅうんですか、それはどういふうになってんのかなといふうに思いますねんけども、それについて教えていただきたいと思います。

委員長　藤川都市整備課長。

都市整備課長　ただ今委員ご質問いただきました線引きでございますけれども、当初線引きの予定といたしまして、平成22年度末、来年の3月末の告示を予定されているというところでございますけれども、現状ですね、非常にスケジュールが遅れているということでございます。途中経過遅れているんですけれども、今最終の予定としては変わっていないということは県から聞かせておりますけれども、今後具体的に詰めたスケジュールが

どうなっていくかということは現在のところまだ聞かせていただけていない状況でございます。

木田委員　そしたら町内で2カ所ほどかなんかあるって前に聞いたと思いますねんけども、その2カ所ともまだそれが実施されてないというふうになっておるんですかね。

都市整備課長　この点につきましては、1ヶ所ずつではございませんで、大和都市計画全体一度に告示がされると、手続きが進められているということでございまして、個別案件でございしますが、正式にですね、具体的なところは発表されていないという状況でございまして、町といたしましても今現在はここまでしかご答弁させていただけない状況でございましてご理解をいただきたいと思っております。

木田委員　それとね、これは地元が要望してそれで線引きが変更になるのかね、県っちゅうんですか、それが大和都市計画の中でそういうふうにもっていかうとしておられるのか、どちらなんですか。

都市整備課長　これは都市計画でございまして、斑鳩町総合計画及び都市計画マスタープランで斑鳩町内の土地利用の計画について定めてございます。この計画に沿った形で地元、地域の皆様方のご要望等がありましたら、それが計画に合うかどうかを勘案いたした上でですね、町の素案として提出をさせていただき、それがまた大和都市計画に合致をするということであれば、最終県としても定まっていくというふうな流れで決まることとございます。

委員長　他にございますか。

( な し )

委員長

他にないようですので、その他についてはこれをもって終わります。  
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。  
なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一任  
いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

ありがとうございます。  
それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。  
小城町長。

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。ご苦勞様で  
した。

( 午前10時53分 閉会 )